第

2656

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2004年)平成16年11月 2日 火曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 **FPシミコレーション** 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 事業の用に供したことの意義

②:当社は、当期に購入した工作機械について、中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却の適用を受けたいと考えています。当期末におけるこの工作機械の使用状況は、製品の生産にはいまだ供されず試作品を製作している段階ですが、特別償却の適用は認められるでしょうか?

★:工作機械として事業の用に供し得る状態となった後において、新たな試作品及び一貫生産前の試作品を製作しているのであれば特別償却の適用は認められると思われます。

【解説】

法人が所有する機械及び装置について、特別償却ができる要件の一つに「法人が営む製造業等の事業の用に供した場合には・・・」というものがあります。この減価償却資産を事業の用に供した場合とは、固定資産の引渡し、据付け、調整等を完了し、その固定資産の使用を開始した時をいいます。したがって、その使用開始後における用途等により償却開始の時期が左右されるものではありません。

ご質問の場合、購入した工作機械の検収又は調整のために試作品を製作しているものであれば、いまだ法人の事業の用に供しているとはいえませんが、工作機械として事業の用に供し得る状態となった後において、新たな試作品の製作及び一貫生産前の試作品を製作しているものであれば、既に事業の用に供したものと認められ、他の要件を満たしているのであれば、特別償却の適用は認められると思われます。







